

■改定プログラム適用について

○プログラム更新

※クラウド版をご利用のお客様は手順「マスタ更新の確認」へ進んで下さい

1) ユーザーまたはパスワードをクリックし、「ormaster」を選択する。

ユーザー

パスワード

ormaster

パスワードを管理...

ログイン

最新版が公開されています

アップデート

「アップデート」ボタンが表示されていない場合は、「マスタ更新の確認」へ進んで下さい。

2) ユーザー・パスワードが入力されましたら **アップデート** を選択する。

ユーザー

ormaster

パスワード

ログイン

最新版が公開されています

アップデート

3) **アップデート** をクリックし、「アップデートが完了しました」と表示されましたら、**OK** を選択する。

■マスタ更新の確認

ORCA メニュー画面より **92 マスタ更新** の画面を開き、

「マスタ更新 JOB 管理情報」の処理終了日付が R7. 3. 26 以降になっていることを確認して下さい。

R7. 3. 26 以降になっていない場合は、**更新(F12)** を押して更新作業を実施して下さい。

マスタ更新 JOB 管理情報

処理名	処理開始	時間	処理終了	時間	前回処理日
標準提供マスタ	R 7. 3. 26	08:38:13	R 7. 3. 26	08:40:54	R 7. 3. 26
ライセンスマスタ	R 7. 3. 26	08:38:14	R 7. 3. 26	08:40:55	R 7. 3. 26

標準提供マスタ 前回処理分マスタ更新は正常に終了しました。

ライセンスマスタ 前回処理分更新データはありませんでした。

相互作用、症状措置、保険者、特材品目算定マスタは、(株) 社会保険研究所の著作物です。

戻る 情報削除 確認リスト 処理中止 状況 **更新**

■ 医療 DX 推進体制整備加算について ※算定される医療機関様

より多くの 医療機関・薬局が医療 DX 推進のための体制を整備するために、医療 DX 推進体制整備加算の必要な見直しが行われました。

入力コード	名称	点数
111703670	医療 DX 推進体制整備加算1(初診)	12点
111703770	医療 DX 推進体制整備加算2(初診)	11点
111703870	医療 DX 推進体制整備加算3(初診)	10点
111703470	医療 DX 推進体制整備加算4(初診)	10点
111703570	医療 DX 推進体制整備加算5(初診)	9点
111703370	医療 DX 推進体制整備加算6(初診)	8点
113707970	医療 DX 推進体制整備加算1(医学管理等)	12点
113708070	医療 DX 推進体制整備加算2(医学管理等)	11点
113708170	医療 DX 推進体制整備加算3(医学管理等)	10点
113707770	医療 DX 推進体制整備加算4(医学管理等)	10点
113707870	医療 DX 推進体制整備加算5(医学管理等)	9点
113705470	医療 DX 推進体制整備加算6(医学管理等)	8点

<算定要件>

医療 DX 推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関を受診した患者様に対して初診を行った場合は、医療 DX 推進体制整備加算として、**マイナ保険証利用率実績**に応じて所定点数に加算します。医療 DX 推進体制整備加算は、医療情報取得加算等の他の加算と併用出来ます。

算定する加算の名称	マイナ保険証利用率実績(令和7年4～9月)
医療 DX 推進体制整備加算1・4	45%以上
医療 DX 推進体制整備加算2・5	30%以上
医療 DX 推進体制整備加算3・6	15%以上

＜施設基準＞

1. オンライン請求を行っていること。
2. オンライン資格確認を行う体制を有していること。
3. 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。
4. 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。(加算1～3のみ)
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること。
※(経過措置 令和7年9月30日まで)
6. マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有していること。
7. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示していること。
8. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

※算定する場合は届出が必要です。

※既に医療 DX 推進体制整備加算の届出をしている電子処方箋を導入済みの医療機関で、加算1～3を算定する場合、令和7年4月4日までに施設基準の届出直しが必要です。

※既に届出をしている電子処方箋未導入の医療機関で加算4～6を算定する場合は施設基準の届出直しは不要です。

※詳細は各医療機関様にてご確認ください。

＜施設基準設定＞

医療 DX 推進体制整備加算1・2・3を算定する場合、下記設定が必要です。

選択コード	施設基準名称
4035	医療 DX 推進体制整備加算(医科・歯科)
0992	医療 DX 推進体制整備加算1・2・3(自動算定)

医療 DX 推進体制整備加算4・5・6を算定する場合、下記設定が必要です。

選択コード	施設基準名称
4035	医療 DX 推進体制整備加算(医科・歯科)

施設基準の設定方法につきましては、下記マニュアルをご参照下さい。

◇システムクレオからのお知らせ◇

マニュアル関連 — マスタ・システム管理 — 施設基準の設定

＜マイナ保険証利用率の設定＞ **※要確認 3月分までと設定方法が異なります**
令和7年4月適用分から利用率の設定方法が変更になりました。

施設基準情報設定の画面から **医療DX(F11)** を選択し該当月に利用率を入力し、
F12 登録 を押します。

総合ポータルサイトから送信されるメールまたはサイト内の「マイナ保険証の利用状況のお知らせ」に以下のような記載がありますので、確認して登録して下さい。

貴施設における医療DX推進体制整備加算（〇月適用分）対象利用率の最高値：〇％（R〇年〇月診療月分・レセプト件数ベース利用率）

小児科特例を活用とする場合

対象利用率が12％～14％の場合は15％を設定して下さい。（令和7年9月まで）

※施設基準とマイナ保険証利用率の設定により、診療行為画面にて初診、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料の初診の自動算定時に自動発生します。

※自動算定されない場合は加算を手入力していただく必要があります。

施設基準の設定を行わずに加算の入力をする、下図のエラーメッセージが表示されます。**閉じる**を押して画面を閉じ、施設基準情報の設定を行って下さい。

■入院時の食事基準額等の見直しについて ※入院施設のある医療機関様のみ
 食材費等の高騰が続いていることを踏まえ、入院時食事療養(Ⅰ)・(Ⅱ)の費用の額
 及び入院時生活療養(Ⅰ)・(Ⅱ)のうち食事の提供たる療養の費用の額について、
 それぞれ1食当たり 20 円引き上げられます。

プログラム更新にて、令和7年4月診療年月以降の退院計算、定期請求計算時の算
 定金額の変更が行われています。

入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき)	
(1). (2)以外の食事療養を行う場合	670 円 → 690 円
(2). 流動食のみを提供する場合	605 円 → 625 円
入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき)	
(1). (2)以外の食事療養を行う場合	536 円 → 556 円
(2). 流動食のみを提供する場合	490 円 → 510 円
入院時生活療養(Ⅰ) (1食につき)	
イ. ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合	584 円 → 604 円
ロ. 流動食のみを提供する場合	530 円 → 550 円
入院時生活療養(Ⅱ)	
食事の提供たる療養 (1食につき)	450 円 → 470 円

食事療養標準負担額

	対象者の分類	食事療養標準負担額 (1食につき)
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	490 円 → 510 円
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾 病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患 者又は精神病床1年超	280 円 → 300 円 精神1年超 260 円
C	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間 が 90 日以内
		過去1年間の入院期間 が 90 日超
D	低所得者Ⅰ	110 円

生活療養標準負担額

表① 指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者以外の者（医療区分１）

対象者の分類		生活療養標準負担額
一般所得者	入院時生活療養（Ⅰ）	居住費（１日）370 円 食費（１食）490 円 → 510円
	入院時生活療養（Ⅱ）	居住費（１日）370 円 食費（１食）450 円 → 470円
65 歳以上 70 歳未満	低所得者（区分才）	居住費（１日）370 円 食費（１食）230 円 → 240円 【境界層該当】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）110 円
70 歳以上	低所得者Ⅱ	居住費（１日）370 円 食費（１食）230 円 → 240円
	低所得者Ⅰ	居住費（１日）370 円 食費（１食）140 円 【境界層該当】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）110 円 【老齢福祉年金受給者】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）110 円

表② 指定難病患者又は厚生労働大臣が定める者（医療区分２、３）

対象者の分類			生活療養標準負担額
一般所得者	指定難病患者 以外の厚生労働大臣が定める者	入院時生活療養（Ⅰ）	居住費（１日）370 円 食費（１食）490 円 → 510円
		入院時生活療養（Ⅱ）	居住費（１日）370 円 食費（１食）450 円 → 470円
	指定難病患者		居住費（１日） 0 円 食費（１食）280 円 → 300円
	精神病床１年超		居住費（１日） 0 円 食費（１食）260 円
65 歳以上 70 歳未満	低所得者（区分才）	過去１年間の入院期間が 90 日以内	居住費（１日）370 円 食費（１食）230 円 → 240円 【指定難病患者】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）230 円 → 240円
		過去１年間の入院期間が 90 日超	居住費（１日）370 円 食費（１食）180 円 → 190円 【指定難病患者】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）180 円 → 190円
		境界層該当	居住費（１日） 0 円 食費（１食）110円
	境界層該当		居住費（１日） 0 円 食費（１食）110円
70 歳以上	低所得者Ⅱ	過去１年間の入院期間が 90 日以内	居住費（１日）370 円 食費（１食）230 円 → 240円 【指定難病患者】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）230 円 → 240円
		過去１年間の入院期間が 90 日超	居住費（１日）370 円 食費（１食）180 円 → 190円 【指定難病患者】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）180 円 → 190円
	低所得者Ⅰ		居住費（１日）370 円 食費（１食）110 円 【指定難病患者】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）110 円 【境界層該当】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）110 円 【老齢福祉年金受給者】 居住費（１日） 0 円 食費（１食）110 円
	境界層該当		居住費（１日） 0 円 食費（１食）110円